

知的障害特別支援学校における自閉症の教育課程の編成と実施（案）

1 趣 旨

都立知的障害特別支援学校においては、これまでも知的障害と自閉症を併せ有する児童・生徒（以下「自閉症の児童・生徒」という。）の障害特性に応じた指導は工夫されていたが、自閉症の児童・生徒の障害特性に応じた教育課程の編成については、学校として組織的に取り組まれてこなかった。

東京都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画・第一次実施計画において「知的障害養護学校における自閉症の児童・生徒の教育課程の開発・研究」を示し、試行校9校で自閉症の教育課程の編成、自閉症の児童・生徒で編成した学級の工夫などを行い、自閉症を有しない知的障害の児童・生徒の障害特性に応じた指導とは異なる、自閉症の児童・生徒の障害特性に応じた指導を推進してきた。

今後は、小・中学部を設置する知的障害特別支援学校全校において「知的障害」、「自閉症」の2つの教育課程を編成した指導を実施する。

2 改善策

自閉症の教育課程を編成して指導を実施する学級においては、教育条件の構造化（教室環境の工夫、視覚的な教材の工夫、学習課題の提示の工夫など）を図り、自閉症の障害特性に応じた教育活動が展開できるようにする。

3 今後の展開(平成20年度より)

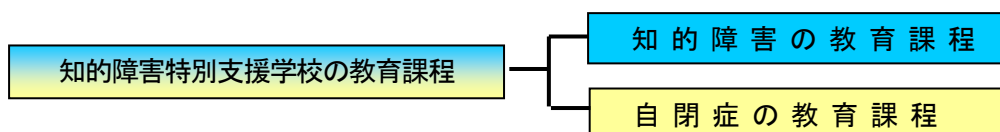
小・中学部を設置する知的障害特別支援学校全校で自閉症の教育課程を編成した指導を実施できるようにする。

参考 自閉症の教育課程の開発の経過

- 自閉症の児童・生徒の教育課程の開発・研究委員会の設置(平成17年度)
- 自閉症の教育課程「社会性の学習」の創設(平成18年度)
「社会性の学習」の内容

「対人関係に関すること」	「社会性に関すること」
<ul style="list-style-type: none"> ・人への対応の仕方の理解と具体的行動、その援助方法 ・状況への対応の仕方の理解と具体的行動、その援助方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・役割のある行動、その援助方法 ・社会的マナーに関する行動、その援助方法 ・ルールの理解と具体的行動、その援助方法

- 文部科学省から知的障害特別支援学校において「知的障害」、「自閉症」の2つの教育課程編成について許諾(平成18年度)



- 平成18年度報告書で教育課程届出様式を示し、平成19年度から試行校9校の「自閉症の教育課程」を受理

特別支援学校と民間とが連携した就労支援（案）

1 趣 旨

都立知的障害特別支援学校では、例年、高等部卒業生の30%程度が一般企業に就職している。一方、都立肢体不自由特別支援学校では、依然として福祉施設への入所措置が大半である。

平成18年度から「障害者自立支援法」が施行され、障害のある人々の自立を支える方策として、就労支援の抜本的な強化対策が打ち出された。

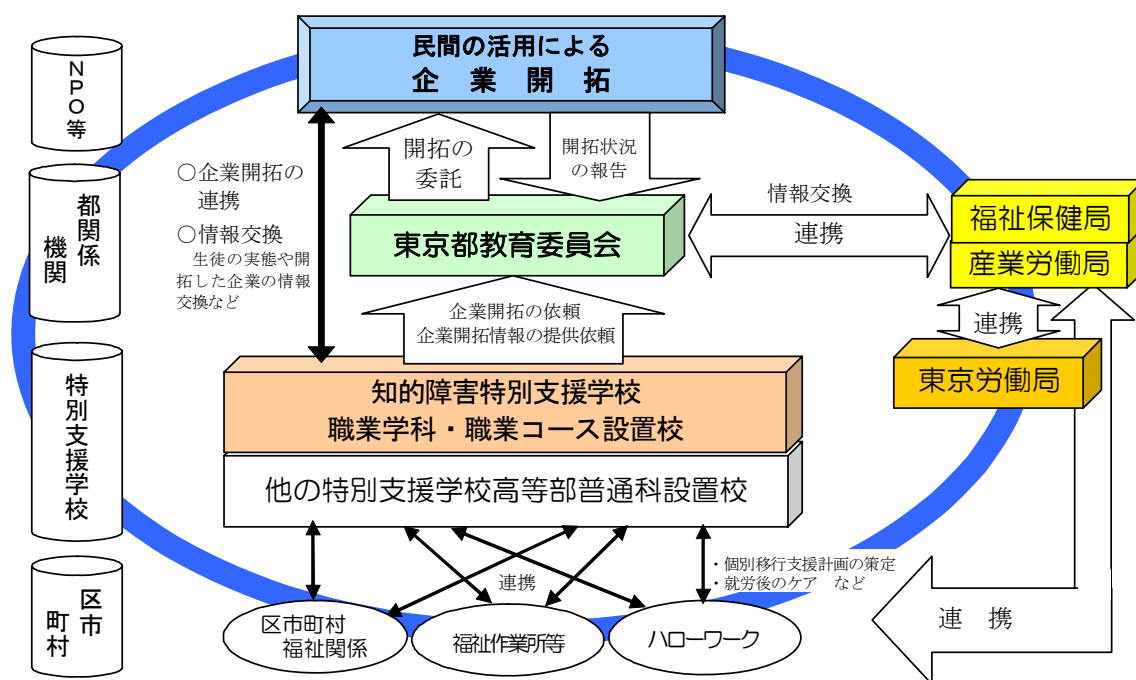
また、都においても平成18年12月に「10年後の東京」が発表され、「障害者雇用の3万人以上の増加を目指す」ことが打ち出された。

今後は、知事本局・産業労働局・福祉保健局との連携を図りながら、「10年後の東京」の障害者3万人以上の雇用実現に向け、これまで培ってきた都立知的障害特別支援学校の就労実績を全ての特別支援学校に拡大し、都立特別支援学校の高等部卒業生の一般企業への就労を促進していく。

2 支援対象校

都立特別支援学校（高等部設置校）

3 支援内容（イメージ図）



複数の障害教育部門をもつ特別支援学校の設置（案）

1 趣 旨

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒等の障害は重度・重複化が顕著になってきている。そのため、複数の障害種の専門性を相互に活用した教育の推進が求められている。

(1) 視覚障害と知的障害

視覚障害教育部門と、知的障害教育部門を併置する学校を設置し、それぞれの教育部門の専門性を発揮することにより、視覚障害と知的障害を併せ有する児童・生徒等に対する教育を充実する。

(2) 知的障害と肢体不自由

知的障害教育部門と、肢体不自由教育部門を併置する学校を設置し、それぞれの教育部門の専門性を発揮することにより、知的障害と肢体不自由を併せ有する児童・生徒に対する教育を充実する。

2 設置形態

(1) 視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する。

(2) 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する。

3 設置対象校（第二次配置計画分）

(1) 久我山学園特別支援学校(仮称)

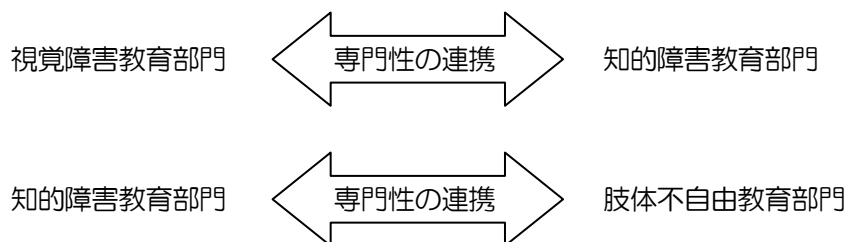
(2) ① 板橋学園特別支援学校(仮称)

② 府中地区特別支援学校(仮称)

③ 江戸川地区特別支援学校(仮称)

4 教育内容

各障害部門が併置することにより、互いに連携し、それぞれの教育の専門性を発揮して生徒の多様な障害に応じた教育を実施していく。



〔障害の重複化に対応していく〕

都と区市町村の連携体制の整備（案）

1 趣 旨

東京都特別支援教育推進計画・第一次実施計画では、地域の保健・医療、福祉、労働等の関係諸機関と都立特別支援学校によるネットワークを構築する「特別支援プロジェクト」や都と区市町村が連携する「エリアネットワーク」を構想した。

また、改正された学校教育法が平成19年4月に施行され、盲・ろう・養護学校は「特別支援学校」になり、地域の特別支援教育のセンター的役割を担うことが規定された。

都立特別支援学校においては、その専門性や施設・設備を活かして、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮するとともに、区市町村との緊密な連携を図り、就学前から就労までの一貫した特別支援教育体制を構築することが求められている。

また、東京都においても教育委員会と福祉保健局や産業労働局等との連携を密にし、広域特別支援連携協議会等を活用しながら、東京都全体の特別支援教育体制を支援していく体制を構築していく。

2 対象校

全ての特別支援学校

3 連携内容

(1) 早期発達支援の連携

保健所等と連携することで発達障害や機能障害等を早期に発見し、障害のある乳幼児に対する教育相談や支援を行っていく。

また、保育所や幼稚園等の特別支援教育体制の整備・推進に対する支援を実施する。

(2) 就学支援の連携

保育所や幼稚園等就学前機関と連携しながら、保護者・関係者に対して就学支援計画の作成を促進し、就学前機関の支援を学齢期に適切に移行していく仕組みの構築を目指す。

(3) 学習支援の連携

知的障害特別支援学校（小・中学部設置校）がセンター校として、特別支援学級（固定・通級）の入級・退級判定に関する支援や、特別支援教育コーディネーターが専門家チームや検討委員会等へ参加するなど、区市町村教育委員会の特別支援教育体制構築に対する支援を実施する。

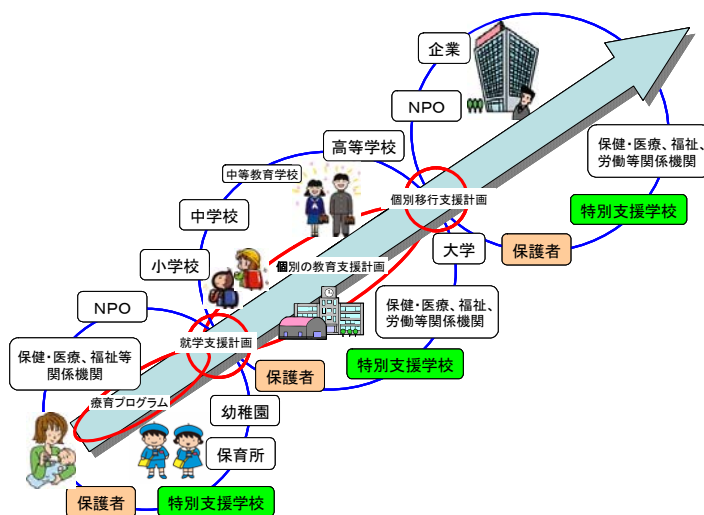
また、小・中学校等に対しては、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に対する相談・支援を行うとともに、特別支援学校の指導法や教材・教具を活用した、通常の学級に在籍する児童・生徒への支援を実施する。

(4) 就労支援の連携

特別支援学校が特別支援学級におけるキャリア教育や職業教育の支援を実施するとともに、「10年後の東京」で掲げられた「障害者雇用3万人以上の増加」の実現に向け、都及び区市町村の福祉や労働関係部署並びにNPO法人等と連携し、企業就労や福祉施設への入所等、卒後の進路先開拓を推進していく。

(5) 特別支援教育の支援機能の整備

都教育委員会が全都的な視野に立ち、区市町村との連携体制を統括する。



理解啓発促進のための取組の充実（案） —理解啓発資料等の作成と理解啓発行事の実施等—

1 趣 旨

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒相互の理解を促進していくことは、特別支援教育の時代では一層大切なことである。現行の小・中・高等学校の学習指導要領にも、「障害のある幼児・児童・生徒の交流の機会を設けること」が配慮事項として明記されている。

また、平成16年度に改正された「障害者基本法」では、「交流及び共同学習を積極的に進めること」が示された。

現在、都立特別支援学校と近隣の小・中・高等学校等とが学校間交流を行う他、平成19年度より、副籍事業が実施され、特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校と交流及び共同学習を推進していく取り組みが始まっている。

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に心を開き、その内容を充実させていくためには、日常的に地域における障害のある児童・生徒の理解教育を一層積極的に行っていくことが必要である。

2 改善策

- ・ 「特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実事業」を継続し、特別支援学校がある地域の小・中学校への日常的な理解教育の充実を図る。
- ・ 障害のある児童・生徒一人一人が積極的に地域社会で社会自立を図ることができる力を培うために、障害のある児童・生徒自らが地域の人々に働きかけたり、情報発信をしたり、自らの考えを発表したり、主張を述べたりできる場を、「障害者週間」にちなんで各学校で設定していく。

3 今後の展開(平成20年度より)

- ・ 「特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実事業」(継続)。
- ・ 特別支援教育を啓発するビデオの作成。
- ・ 障害者週間での「理解推進シンポジウム」の開催や、都内の特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒の行う「フリーマーケット」「弁論大会」「スポーツ大会」などを、学校経営支援センターや校長会、NPOなどと共催で順次計画・実施していく。